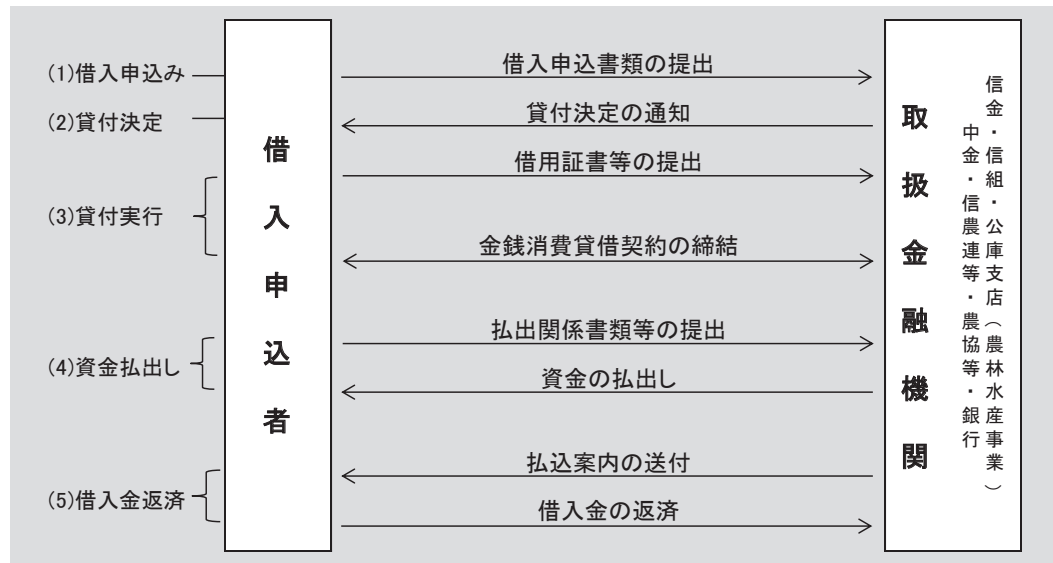


VI 各資金共通の融資取扱

1 借入申込みから借入金の返済まで

公庫資金（農林水産事業）の借入れを希望する場合には、取扱金融機関に早めに相談していただき、資金の必要時期を考慮して借入手続を進めてください。



2 融資の対象としない事業

自己の資金又は他からの資金の調達によってすでに完了した事業については、その資金の調達が公庫の融資を受けるまでのつなぎ措置と認められるときのほかは、融資の対象といたしません。

3 貸付条件

(1) 融資額

- ① 融資額は資金の種類ごとに定められた最高限度の範囲内において、地方公共団体単独補助金、借入者の手元余裕金、公庫以外の金融機関からの借入金額などを考慮して決めます。
- ② 1回の融資額は、貸付実行から12か月以内に支払う予定の事業費を限度として計算します。
- ③ 融資の最高限度額は、特に定める場合を除き、資金の種類ごとに既往融資残高を含めて計算します。
 (注) 1 個人に対する融資の場合、同一経営に従事する世帯員に対する融資額を含めて限度額を計算します。
 2 連帯債務で借入する場合の最高限度は、特に定める場合を除き、1人当たり融資限度額に連帯債務者（同一経営に従事する世帯員が連帯債務者である場合を除きます。）の数を乗じた額とします。
- ④ 融資の最低限度額は1件当たり50万円（農山漁村経営改善対策事業及び災害復旧事業に係る資金については10万円）です。
 転貸の場合は転貸を行う農協等に対する貸付金額に対し適用します。
 林業基盤整備資金（保安林の維持に係るものに限り）、漁業経営安定資金、農林漁業セーフティネット資金及び経営体育成強化資金（資金の使い途が負債の整理、負債の円滑な支払い又は負担金等の円滑な支払いの場合に限り）については、最低限度を設けていません。

- (2)分担金融資 市町村が主体となつて行う農業の生産基盤，環境基盤や環境施設の整備を進める事業について，市町村が条例に基づき受益者から受益の範囲内で分担金を徴収する場合，この分担金に対しても融資ができます。
- また，都道府県が主体となつて事業を実施し，市町村を通じて又は直接土地改良区などから分担金を徴収する場合も融資の対象となります。
- (3)償還期限
(据置期間) 資金ごとに定めた償還期限（据置期間）はその最長期間を示すものです。
- 償還期限及び据置期間を決めるにあたっては，融資対象物件の耐用年数のほか，融資対象事業の効果の発現，借入申込者の償還能力などを考慮して決めます。
- (4)償還方法 ① 償還の方法は，割賦償還を原則とし，事業効果の発現，借入申込者の希望などを勘案して，元利均等償還，元金均等償還又は元金不均等償還のうち，いずれか最も適当と認められる方法とします。
- ただし，林業経営育成資金（森林の取得に係るもののうち林業経営改善計画に基づいて行う事業及び生産方式の合理化に係る事業を除きます。）及び林業基盤整備資金（伐採調整）については，定期償還を原則とします。
- ② 割賦償還の方法は，年賦償還，半年賦償還又は多数回償還（年4回，6回，12回）とし，年間を通して収入が見込まれる経営にあつては，原則年複数回償還とします。
- (5)保証人及び担保 保証人及び担保（第三者が債務者のため提供する担保を含みます。）を徴する場合にあつては，資金の種類，融資対象事業，融資額の大小，借入申込者の信用状況等を勘案して弾力的に取り扱います。
- ① 保証人
- ア 借入申込者の経営又は事業の継続に資するよう借入申込者との関係，信用状況等を考慮して選定します。
- イ 連帯保証人又は物上保証人に対しては，取扱金融機関から契約意思の確認をすることがあります。
- ② 担保
- 融資対象物件を優先的に担保（原則として第1順位）として選定します。

4 公庫資金と税金の優遇措置

公庫資金を借り受けた場合、次のような税法上の特例があります。

登録免許税

- ① 債権者を当公庫として（根）抵当権設定登記をする場合には、次の法人を除いて、登録免許税（普通抵当権：債権金額の 4/1000，根抵当権：極度額の 4/1000）が免除されます。

ただし、登録免許税の免除を受けるためには、登記をする際に次の「財務省令で定める書類」を提出する必要があります。

登録免許税が課税される法人
法人税法に規定する普通法人（※）のうち資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社 ※ 普通法人とは、株式会社、合名会社、合資会社等であり、公共法人（地方公共団体、土地改良区等）、公益法人等（財団法人、社団法人等）、協同組合等（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等）は含まれません。

財務省令で定める書類 (登録免許税の免除を受けるための提出書類)
<ul style="list-style-type: none"> ・借入者が個人の場合：住民票の写し等又は印鑑証明書（いずれも発行後 6 か月以内） ・借入者が法人の場合：登記事項証明書（発行後 1 か月以内） ※（根）抵当権設定登記をする際に提出する印鑑証明書（（根）抵当権設定者が個人の場合）又は登記事項証明書（（根）抵当権設定者が法人の場合）と兼用できる場合があります。

- ② 農協等が転貸した債権を担保として当公庫に質入れをした場合であって、当該転貸債権の担保物件に関し、抵当権に転貸債権質入の附記登記をするときは、登録免許税（不動産 1 個につき、1,000 円）が免税されます。

不動産取得税

農協（連）等又は農事組合法人が保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準の算定については、価格に家屋の取得価格に対する当公庫貸付額の割合を乗じて得た額か家屋の取得価格の 1/2 のいずれか低い額を価格から差し引いた額を計算基礎にしますので、その分不動産取得税が軽減されます。

固定資産税

農協（連）等又は農事組合法人が取得した共同利用に供する機械・装置（総務省令で定めるところにより、計算した取得価額が 1 台（基）につき、330 万円以上）に対して課する固定資産税の課税標準は、その機械・装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分に限り、当該機械・装置の価格の 1/

2の額として計算されます。

事業所税

農協等の法人（※）が，農林水産事業資金の融資を受けて設置した共同利用施設で，保管・加工・流通に係るもの，農林水産業者の研修施設，農林水産業に関する経営の近代化のための施設に対しては，事業所税は課税されません。

※ 農業協同組合，農業協同組合連合会，農事組合法人，森林組合，森林組合連合会，生産森林組合，水産業協同組合

